

やまがた希望創造パワー  
募集要項  
(第3回改定版)

令和3年7月15日

山 形 県  
東 北 電 力 株 式 会 社

# 目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	適用内容	1
4	供給要件	2
5	申請手続	3
6	受付・審査・募集上限電力量・通知等	4
7	欠格事項	4
8	その他留意事項	4
9	問い合わせ先	6

(添付)

別紙 電力量料金単価

様式1 「やまがた希望創造パワー」適用申請書

様式2 電力需給契約箇所および申請箇所一覧表

様式3 年間電気使用計画書

様式4 「やまがた希望創造パワー」電力需給申請に係る申立書

## やまがた希望創造パワー 募集要項（第3回改定版）

山形県と東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）は、平成30年4月より、「やまがた希望創造パワー」を共同で運営し、東北電力の標準的な電気料金より安価に電力を供給している。

「やまがた希望創造パワー」の供給を希望する者は、この募集要項（以下「要項」という。）に基づき、申請書類を提出すること。

### 1 目的

山形県と東北電力は、山形県企業局の水力発電所で発電された電力を活用し、一定の要件を満たす山形県内に事業所を置く事業者に対して、東北電力の標準的な電気料金より安価に電力を供給することにより、産業・経済の振興を図り、やまがた創生に寄与するものである。

### 2 定義

次の用語は、この要項において、それぞれ次の意味で使用する。

#### (1) 県内企業等

山形県内に事業所を置くまたは新たに設置を予定している法人その他の団体（「8(2)適用の対象とならない者」ただし書に規定する例外となる施設を除く。）および個人事業主をいう。

#### (2) 既適用者

供給対象箇所において、令和元年度までに「やまがた希望創造パワー」の適用を受けていた事業者をいう。

#### (3) 申請者

この要項に基づいて「やまがた希望創造パワー」の供給を申請する県内企業等および既適用者をいう。

#### (4) 供給対象箇所

東北電力と単独で電力需給契約を締結している、または締結予定の、「やまがた希望創造パワー」の供給を希望する山形県内の需要場所をいう。

#### (5) 標準メニュー

東北電力が標準電圧6,000ボルトで提供する電気料金メニューのうち、「高圧電力S」、「高圧電力」、「高圧季節別時間帯別電力S」、「高圧季節別時間帯別電力」、「業務用電力」、「業務用季節別時間帯別電力」、「業務用ウィークエンド電力」をいう。

### 3 適用内容

「やまがた希望創造パワー」による供給の適用内容は、東北電力の「電気標準約款 [高圧]」および「電気供給実施要綱（高圧）」（以下「標準約款等」という。）に基づき締結している、もしくは新たに締結する電力需給契約によるものとし、電気料金のうち、電力量料金単価を低減して適用する。

#### (1) 電力量料金単価

電力量料金単価は、「4 供給要件」を満たす供給対象箇所における電力需給契約に対して、標準

約款等で定める電力量料金単価を6%低減した別紙「電力量料金単価」による。

なお、標準約款等に定める電力量料金単価が変更された場合は、別紙「電力量料金単価」を変更する。

## (2) 適用期間

「やまがた希望創造パワー」による料金の適用期間（以下「適用期間」という。）は、「やまがた希望創造パワー」の供給による料金の適用が開始された日（以下「適用開始日」という。）から、令和4年3月の料金に係る計量期間等の終期までとする。なお、適用開始日は「6(4)通知」において発行される「適用通知書」の発行日（以下「発行日」という。）の直後の計量期間等の始期とする。ただし、発行日と計量期間等の始期が同日となる場合は発行日を適用開始日とする。

また、新たに電気を使用する場合等で、需給開始日が適用開始日以降となるときは、適用開始日は需給開始日とする。

## (3) 契約種別

適用する契約種別は、標準メニューのいずれかとする。なお、電力需給契約に付帯する契約種別（需給調整を実施する契約等）を適用している場合は、原則として「やまがた希望創造パワー」の供給を受けることができないものとする。

## (4) 適用期間中の解約の取扱い

イ 山形県または東北電力が非常変災その他の事由により「やまがた希望創造パワー」による供給が困難となった場合は、「やまがた希望創造パワー」による契約を解約することがある。

ロ 申請者の都合により適用期間中に契約を解約する場合は、山形県および東北電力がやむをえないと認める場合を除き、令和3年3月の料金に係る計量期間等の終期までに解約する場合には適用期間の当初に、令和3年4月の料金に係る計量期間等の始期以降に解約する場合には令和3年4月の料金に係る計量期間等の始期に、それぞれさかのぼって、「やまがた希望創造パワー」の適用により低減を受けた額に相当する金額を精算するものとする。

ただし、東北電力の「電気標準約款 [高圧]」に定める「需給開始後の需給契約の消滅または変更ともなう料金および工事費の精算」により料金の精算額を申し受ける場合は、その精算額の対象となった部分については精算しないものとする。

## (5) その他

イ 適用期間終了後に適用する電力量料金単価は、その時点における電力需給契約によるものとする。

ロ 適用内容に定めのない事項については、標準約款等によるものとする。

## 4 供給要件

「やまがた希望創造パワー」の供給は、次の要件を満たす申請者および供給対象箇所を対象とする。

(1) 申請者は、県内企業等であること。

(2) 申請者は、供給対象箇所において、東北電力から標準メニューのいずれかによる電力の全量の供給を受けている、または受ける予定であること。

(3) 供給対象箇所における受電電圧が、高圧（6,000ボルト）であること。

(4) 供給対象箇所における東北電力との電力需給契約の名義が、原則として申請者と一致しているこ

と。

(5) 供給対象箇所における契約電力が、原則として50キロワット以上2,000キロワット未満であること。

(6) 申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

イ 県税、法人税および消費税等を滞納しているもの。

ロ 申請時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生または再生手続を行なっているもの。

ハ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人および営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ニ 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していること。

ホ 暴力団員等を申請者の業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれがあること。

## 5 申請手続

申請手続は、次のとおりとする。なお、申請者が「6(4)通知」において、「やまがた希望創造パワー」の適用が受けられる旨の通知を受けた場合には、この申請は、東北電力に対する電力需給契約の変更の申込みを兼ねるものとする。ただし、新たに東北電力から電気の供給を受ける予定である場合は、この申請とは別に東北電力に対して電気使用申込を行なうこと。

### (1) 申請方法

申請書類を取りまとめ、次の提出先へ郵送または持参にて提出すること。なお、様式2、様式3については電子データでの提出を求める場合がある。

【提出先】 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（県庁14階）

山形県企業局電気事業課 経営戦略推進担当

電 話：023-630-2280

なお、既適用者のうち、令和元年度までの供給対象箇所を申請する場合は、東北電力から送付している「やまがた希望創造パワー」適用希望確認書（以下「確認書」という。）により、適用の意思表示がなされた返信をもって、申請書類に代えることができる。

### (2) 申請期間

令和2年7月22日（水）～令和3年9月30日（木）（当日必着）

- ・ 随時の受付となるため、「6(3)募集上限電力量」に達した場合、申請期間内であっても募集を打ち切ることに留意すること。

### (3) 申請書類および提出部数

提出が必要となる申請書類は、申請企業区分によって異なるため、下表を参照のうえ該当する申請書類を各2部（正副1部（副は写し））提出すること。なお、供給要件の確認等のため、追加資料の提出を求める場合がある。

申請書類の名称	備 考
ア 「やまがた希望創造パワー」適用申請書(様式1)	
イ 電力需給契約箇所および申請箇所一覧表(様式2)	
ウ 電気料金請求内訳書(写)	・様式2に記載の箇所すべて提出 ・直近の1ヶ月分を提出
エ 年間電気使用計画書(様式3)	供給対象箇所ごとに提出 ※ ウを提出する場合は提出不要
オ 「やまがた希望創造パワー」電力需給申請に係る申立書(様式4)	
カ その他必要と認める資料	供給要件に応じて指定

## 6 受付・審査・募集上限電力量・通知等

### (1) 受付

申請は郵送または持参によるものとし、持参の場合は期間中、土日・祝日等（毎年12月29日からその翌年の1月3日までを含む。）を除き、9時から17時の間で申請を受け付ける。

### (2) 審査

適用申請書の受付後、山形県において供給要件に合致しているかなど、先着順に申請書類の審査を行ない、募集上限電力量の範囲内で「やまがた希望創造パワー」を適用する申請者を決定する。

### (3) 募集上限電力量

募集上限電力量は、2億9,800万キロワット時を上限とし、供給対象箇所における年間使用計画電力量の合計が上限に達するまで適用する申請者を決定する。

### (4) 通知

「(2)審査」の結果を、申請書を受け付けた日より概ね1ヶ月を目途として、随時申請者あてに書面または電子メールにより通知する。

なお、確認書を提出した既適用者においては、東北電力が確認書を不備なく受理したことをもって、「(2)審査」の結果を「適用」として、書面により通知したものとみなすものとする。

### (5) 電力需給契約の変更

「(4)通知」後、東北電力は、「やまがた希望創造パワー」を適用する事業者に対して、「やまがた希望創造パワー適用開始通知書」を送付し、これにより変更後の契約が成立する。

## 7 欠格事項

申請者が申請内容に関し虚偽または不正を行なった場合は、その申請者は失格とし、審査の対象から除外する。なお、失格となった申請者には、その理由を記し通知する。

## 8 その他留意事項

### (1) 申請書類の取扱い等

イ 必要に応じて追加資料を求める場合がある。

ロ 申請書類の提出に係る経費はすべて申請者の負担とする。

### ハ 情報の利用

(イ) 山形県は、審査に必要があるときは、申請書類に記載された情報について、山形県の関係機

関に照会することができるものとする。

(ロ) 東北電力は、申請書類に記載された情報について、「やまがた希望創造パワー」の供給のために利用することができるものとする。

ニ 提出された申請書類は、返却しない。申請書類の控えが必要な場合は、申請者において対応すること。

ホ 申請期間後における申請書類の記載内容の変更(軽微なものを除く)および再提出は認めない。

ヘ 申請後、「やまがた希望創造パワー」の適用開始日までに、法人等の名称、事業所の所在地および代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに、その旨を届け出ること。

(2) 適用の対象とならない者

国、地方公共団体、一部事務組合(企業団)の他、次の者は、「やまがた希望創造パワー」の適用の対象外とする。ただし、供給対象箇所が(3)に規定する施設である場合はこの限りではない。

イ 独立行政法人：独立行政法人通則法により設立した法人

ロ 地方独立行政法人：地方独立行政法により設立された法人

ハ 国立大学法人：国立大学法により設立した法人

ニ 特殊法人：総務省設置法第4条第9号の適用を受ける法人

ホ 公益社団法人及び公益財団法人：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律により設立した法人

(3) (2)の例外となる施設

病院	医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所
社会福祉施設	1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設 3 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設 4 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第8号の簡易住宅若しくは宿泊所又は同項第9号の無料定額診療施設 5 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項及び第4項に規定する事業を行う施設、同法第5条の3に規定する老人福祉施設又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 6 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子・父子福祉施設 7 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設又は同法第115条の46に規定する地域包括支援センター 8 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設 9 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター

	<p>10 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定する身体障害者福祉センター又は同法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設</p> <p>11 山形県身体障がい者保養所条例に規定する身体障がい者保養所</p> <p>12 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条に規定する障害者就業・生活支援センター</p> <p>13 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱に規定する生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）</p>
学校	<p>1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校</p> <p>2 学校教育法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校</p> <p>3 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設</p>
水道施設	<p>1 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設</p> <p>2 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道に属する施設</p> <p>3 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設</p>

#### (4) 排出係数の扱い等

「やまがた希望創造パワー」は、東北電力の電源構成に含まれるため、山形県企業局の水力発電所で発電された電力に限定されるものではない。申請に当たっては、そのことを承知いただくとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく報告等に用いる排出係数については、東北電力の事業者別排出係数を用いること。

#### (5) 適用の解除等

申請者が社会的に非難される事件等を起こした場合や申請書類に虚偽の記載、申請に不正の行為等があったことが判明した場合には、「やまがた希望創造パワー」の適用を解除することがある。この場合、「やまがた希望創造パワー」の適用により低減を受けた額に相当する金額を精算する。また、悪質な場合は、事業者等の名称を公表する場合がある。

## 9 問い合わせ先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県企業局電気事業課 経営戦略推進担当

電話：023-630-2280

FAX：023-630-2741

メール：[ykigyodenki@pref.yamagata.jp](mailto:ykigyodenki@pref.yamagata.jp)



## 電力量料金単価

「やまがた希望創造パワー」の電力量料金単価（税込み）は、1キロワット時につき、次のとおりとする。

## (1) 業務用電力を適用する場合

	夏季料金	その他季料金
業務用電力	16円82銭	15円62銭
やまがた希望創造パワー	15円81銭	14円68銭

## (2) 業務用季節別時間帯別電力を適用する場合

	ピーク時間料金	昼間時間料金		夜間時間料金
		夏季料金	その他季料金	
業務用季節別時間帯別電力	20円74銭	19円20銭	18円14銭	11円33銭
やまがた希望創造パワー	19円50銭	18円05銭	17円05銭	10円65銭

## (3) 業務用ウィークエンド電力を適用する場合

	平日料金		休日料金
	夏季料金	その他季料金	
業務用ウィークエンド電力	18円13銭	16円72銭	12円75銭
やまがた希望創造パワー	17円04銭	15円72銭	11円99銭

## (4) 高圧電力Sを適用する場合

	夏季料金	その他季料金
高圧電力S	16円38銭	15円24銭
やまがた希望創造パワー	15円40銭	14円33銭

## (5) 高圧電力を適用する場合

	夏季料金	その他季料金
高圧電力	14円74銭	13円75銭
やまがた希望創造パワー	13円86銭	12円93銭

## (6) 高圧季節別時間帯別電力Sを適用する場合

	ピーク時間料金	昼間時間料金		夜間時間料金
		夏季料金	その他季料金	
高圧季節別時間帯別電力S	20円79銭	19円24銭	17円88銭	11円33銭
やまがた希望創造パワー	19円54銭	18円09銭	16円81銭	10円65銭

## (7) 高圧季節別時間帯別電力を適用する場合

	ピーク時間料金	昼間時間料金		夜間時間料金
		夏季料金	その他季料金	
高圧季節別時間帯別電力	18円12銭	16円81銭	15円52銭	11円33銭
やまがた希望創造パワー	17円03銭	15円80銭	14円59銭	10円65銭